

平成22年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	平成22年7月7日(水) 午後2時30分 ~ 3時30分
会 場	長野市役所第一庁舎8階 第一委員会室
出席者	委員16人(欠席委員1人) 事務局11人
次 第	<p>司会：会長・介護保険課矢島課長補佐</p> <p>1 開 会 介護保険課 矢島課長補佐</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 地域包括支援センターの平成21年度の事業報告・決算及び平成22年度の事業計画・予算について</p> <p>南部地域包括支援センター 今井所長 説明(別添「資料1-1」参照)</p> <p>介護保険課 矢島課長補佐 説明 (別添「資料1-2、1-3参照」)</p> <p>(2) 介護予防支援の指定居宅介護支援事業所への委託について</p> <p>中部地域包括支援センター 上林係長 説明(別添「資料2」参照)</p> <p>(3) 特定高齢者の状況について</p> <p>介護保険課 富岡主査 説明 (別添「資料3」参照)</p> <p>3 閉 会 介護保険課 矢島課長補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員	<p>2(1)地域包括支援センターの平成21年度の事業報告・決算及び平成22年度の事業計画・予算について</p> <p><21年度事業報告・22年度事業計画について></p> <p>4ページの高齢者虐待相談通報件数について、地域包括支援センターではその後どのような支援につなげているのかがわかる資料にしてもらいたい。</p>
会 長	21年度について、今わかれば教えてほしい。
事 務 局	<p>包括に相談のあった74件のうち、虐待と認定したものが49件ある。内訳は、重複するものもあるが、身体的虐待が30件、精神的・心理的虐待が21件、経済的虐待が19件となっている。認定した49件のうち分離保護したケースが10件、内訳は医療機関5件、介護老人保健施設2件、措置1件、その他2件となっている。分離保護にならなかったケースでは、見守り体制をとっているものが13件、介護負担を軽減するため介護サービスの利用を促進しているものが9件、養護者への助言・指導が5件となっている。</p>
委 員	<p>民生委員の会議で話題になったが、現状では民生委員とケアマネジャーの連携ができていない。できれば今年度お互いの話を聞けるような機会を設けてほしい。それと事業計画の最後でキャラバンメイトの話が出たが、キャラバンメイトのフォローアップ研修をぜひやっていただきたい。また昨年度開催されたようなキャラバンメイト養成講座はあるのか。</p>

事務局	今年度キャラバンメイト養成講座は予定していない。昨年145人のキャラバンメイトを養成したので、介護保険課と連携してフォローアップ研修を計画している。冬場に開催したいと思っている。
委員	11月で民生委員の任期が終わってしまう方がたくさんいるので、冬ではなくもっと早めをお願いしたい。それと市でキャラバンメイトの養成講座をやらないのであれば、やっているところを教えてほしい。
委員	23年度に増設する地域包括支援センターについて、具体的なことはこれから検討するのか。
事務局	先ほど矢島からもお話したが、全体的な見直しも含めてこれから考えていく。直営包括が委託包括の後方支援をしていけるよう、担当地区や人口配分等考えながら進めていきたい。
委員	担当地区は全部見直すのか。
事務局	部分的な見直しになると思う。
事務局	現在直営包括と委託包括は対等の立場だが、直営包括が委託包括のフォローをしなければならぬのが実状なので、委託包括の後方支援を直営包括の機能に盛り込みたいと考えている。ただ、直営包括の担当地区をそのままにして機能を増やすことは無理なので、直営包括の担当地区を少し減らしたい。
委員	今までと同じように在宅介護支援センターを包括に移行するのか。
事務局	その予定です。
委員	どこに開設するかについて、今の段階の案はあるのか。包括によって高齢者人口や担当地区にだいぶ差があるようだが。
事務局	事業報告にもあるとおり、包括ごとの高齢者人口や担当地区の広さには差がある。中部包括と南部包括の高齢者人口が1万人を超えているので、このどちらかの担当地区を引き受けてくれるところで増設したい。できれば秋ごろ具体的な話をお示ししたい。
	< 21年度決算・22年度予算について > (質問なし)
	< 地域包括支援センターの公正・中立性について >

会 長	資料1 - 3について補足するが、この基準は以前この会議で承認されたものだが、「特定事業者の占める割合が50%を超えた場合」となっていて、国が示す基準よりもかなり厳しくなっているという点、また、偏りがあったとしても正当な理由は必ずあるものなので、市で事情を聴取して正当な理由がある場合には、運営協議会での協議は必要ないのではないかという点について、御意見をいただきたい。
委 員	国が示す90%では緩すぎる気がするし、かと言って50%も厳しいように思う。
委 員	50%という数字によってサービス利用者の自己選択が阻害されてはまずいと思う。
会 長	数字を変更するのではなく、聴取の結果正当な理由があるのであれば、協議不要ということによろしいか。
委 員	「正当な理由」はセンターの自己申告か。
事 務 局	会議資料の作成にあたり、センターから数字を報告してもらった際、50%を越えている場合は理由も報告してもらっている。
委 員	事業所側から偏りがあるというクレームはあるのか。
事 務 局	こちらで把握しているものはない。安茂里地区は地域性もあり事業所が少ないため偏ってしまうが、市全体では事業所数が増えているので、仮に偏りが生じたとしても修正していくことは可能と考えている。今のところ、50%の制限によって利用者の意思を阻害するようなこともないと理解している。
委 員	質の高いサービスを提供している事業所に偏りが生じるのはある意味必然的なこと。あまり細かく言わなくても良いのではないかと。また、包括の役割や職員がどう対応すべきかということは、当然教育されているはずだから大丈夫だろうと思う。
会 長	では、公正・中立性については協議事項からはずすということでお願いします。 (事務局案どおり承認) 2(2) 介護予防支援の指定居宅介護支援事業所への委託について (質問なし) (事務局案どおり承認) 2(3) 特定高齢者の状況について

会 長	表が小さいので次回は大きくしてほしい。
事 務 局	はい、わかりました。 (事務局案どおり承認)
委 員	ひとつお願いします。私はいろいろな会議に出ているが、どこでも必ず医療と介護の連携という話がされている。ただ、それが必要であるという認識は皆さん持っているけれど、どう連携していくかという具体的な議論はされていない。地域包括ケアを推進していく中で、医療と介護の連携については地域包括支援センターが中心となっていくべきではないかと思っている。ある会議に出席していた厚生労働省の職員も、地域包括支援センターはそのためにつくったと言っていた。今日の資料にある事業計画の概要では触れられていないが、今すぐには無理でも、ぜひ事業計画に医療と介護の連携についても盛り込んでもらいたい。
委 員	事業計画の概要の3のところに、「在宅介護支援センター」と「居宅介護支援事業所」というのが出ているが、この二つはどう違うのか。
事 務 局	在宅介護支援センターは、平成8年度から高齢者の相談窓口として市の委託事業でお願いしているもの。居宅介護支援事業所は、平成12年度の介護保険開始に伴い、介護サービスを利用するにあたり、その調整をするケアマネジャーという資格ができた。ケアマネジャーが所属している事業所を居宅介護支援事業所と言っている。
会 長	23年度の事業計画には、私たちの意見が反映されるようお願いする。